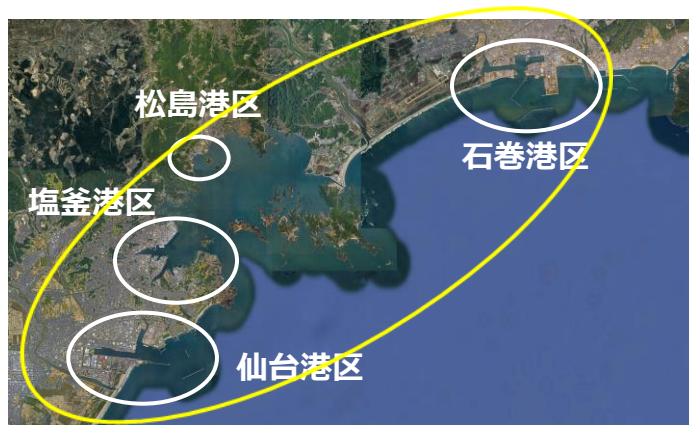


# 仙台塩釜港長期構想委員会

## 第3回委員会 参考資料



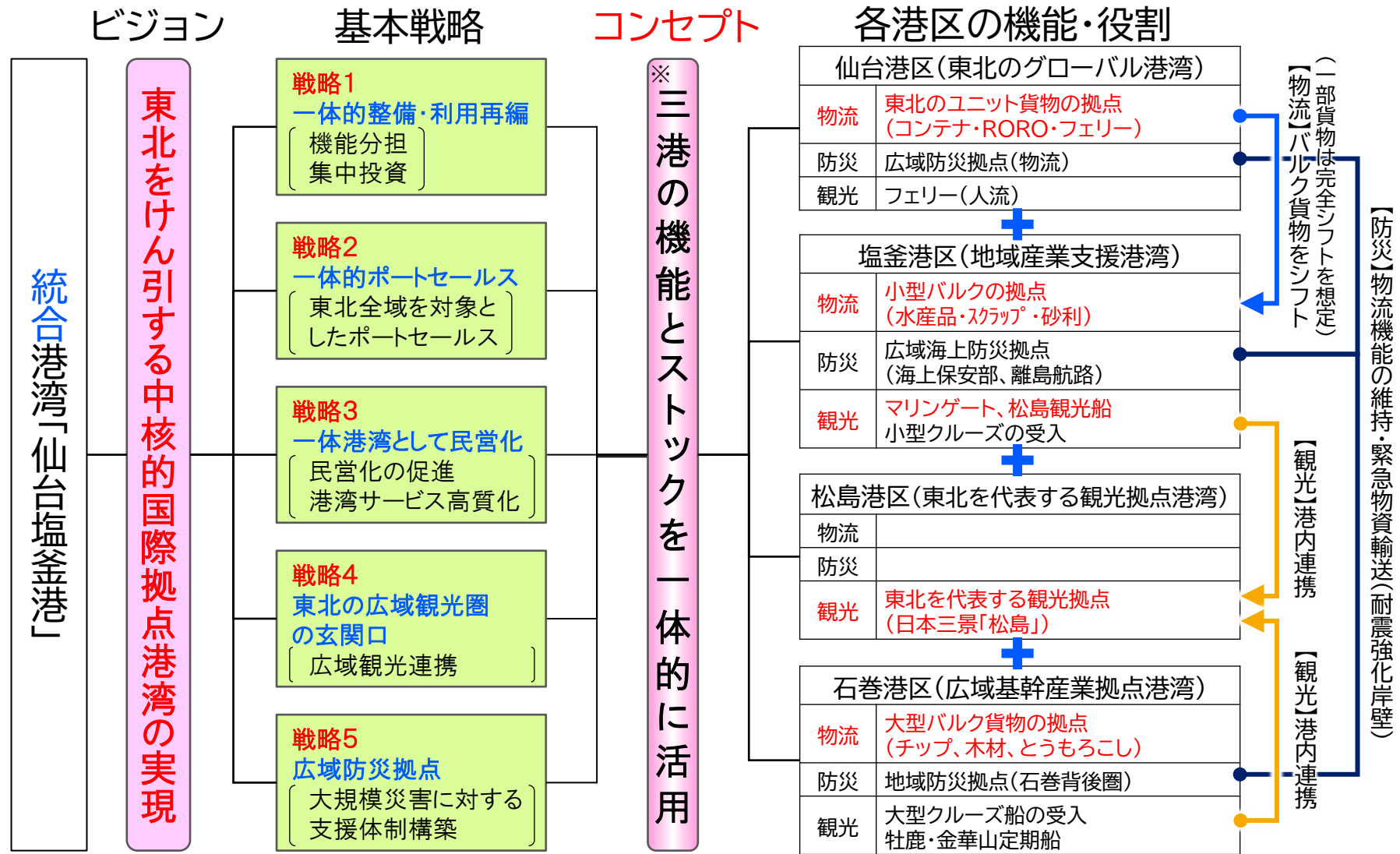
# 参考資料目次

---

1. 統合港湾の経緯等
2. 物流の2026年問題
3. 貨物輸送形態ネットワーク図
4. 観光立国推進計画(第5次計画検討状況)
5. 広域道路網計画図(仙塩都市圏都市計画マスタープラン将来道路網)
6. 北極海航路関係資料
7. 港湾BCP策定ガイドライン改訂(令和8年3月予定)
8. 広域港湾BCP策定ガイドライン改訂(令和8年3月予定)
9. 秩序ある海域利用の取り組み事例①、②

# 1. 統合港湾の経緯①(これまでの考え方【H24仙台湾統合港湾長期構想】)

各港区が**分担する機能・役割を明確化**(港区别の集中投資・最適化、機能特化によるニーズ対応)

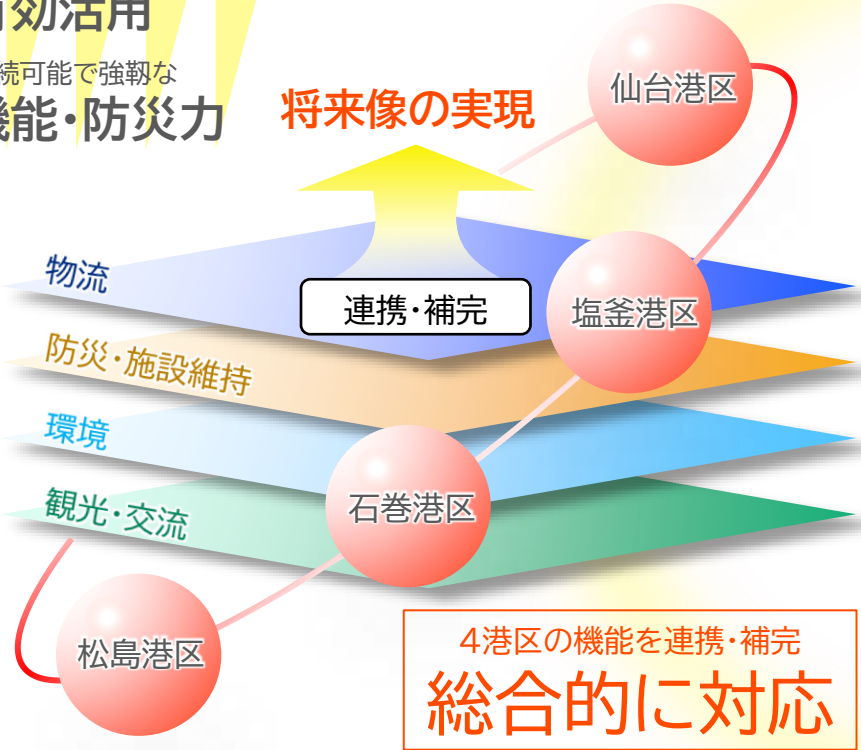


※H24.11に従来の仙台塩釜港(仙台・塩釜)、石巻港、松島港の3港が統合し、4港区(仙台、塩釜、石巻、松島)からなる仙台塩釜港となったもの。

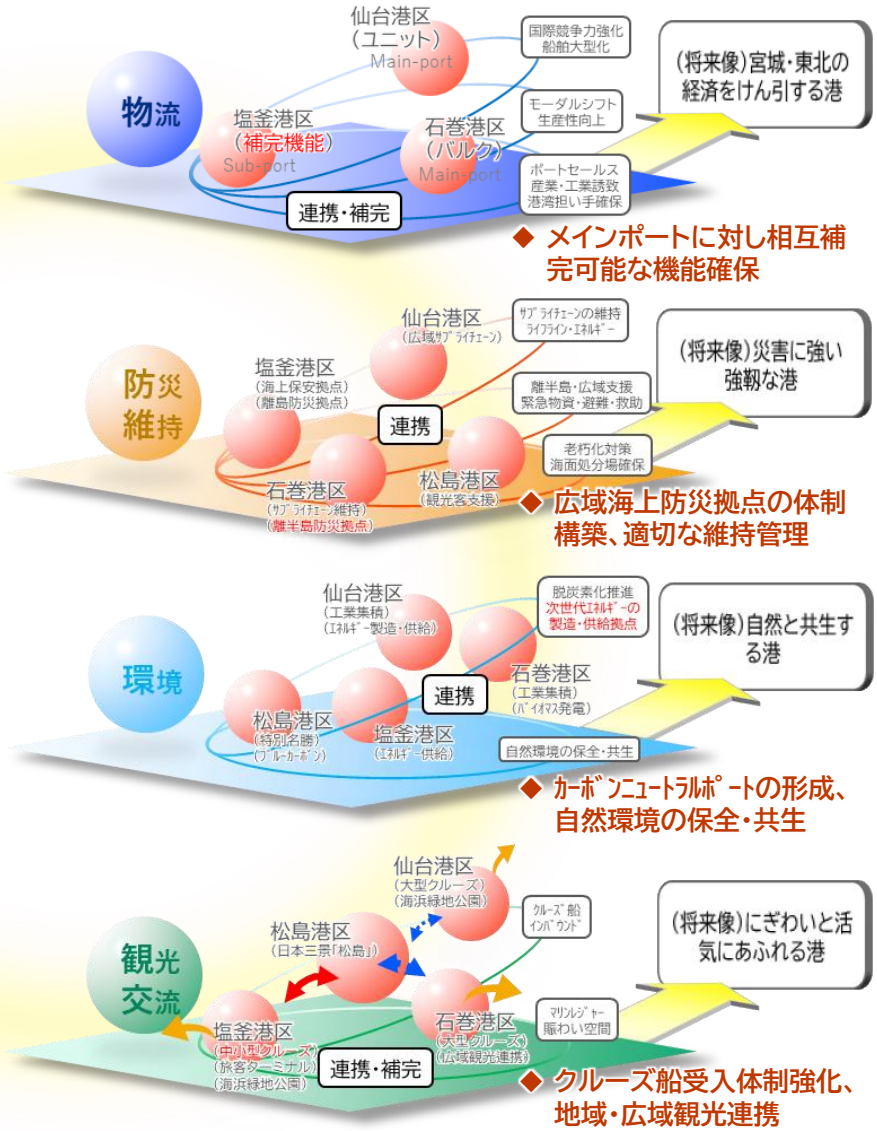
# 1. 統合港湾の経緯②(新たな長期構想のコンセプト)

港区別の強みを生かしつつ相互に**連携・補完**(全体最適化・スケールメリット増大による対応力の向上)

- 港湾ニーズの**多様化**
- 限られた空間・ストックの**有効活用**
- 持続可能で強靱な**機能・防災力**



【総合港湾のコンセプトイメージ】



【各視点におけるコンセプトイメージ】

# 2.物流の2026年問題

・2024年の「働き方改革」によるトラックドライバーの時間外労働規制に続き、物流業界では新たに「2026年問題」が迫っている。これは2026年4月に施行される改正「新物効法(物資の流通の効率化に関する法律)」により、特定事業者に対して物流効率化に関する義務が課される問題である。

### 新物効法の施行に向けた検討状況

○国交省・経産省・農水省3省の審議会の合同会議※の取りまとめを踏まえ、**本年4月1日**より、**新物効法**に基づく**運送・荷役等の効率化**に向けた**基本方針**、**荷主・物流事業者の努力義務**、**判断基準**等を施行。  
※交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議

#### 基本方針のポイント ※本年(2025年)4月1日施行

- トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進の意義・目標**
  - 物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラであり、安全性の確保を前提に、荷主・物流事業者・施設管理者等との物流に関わる様々な関係者が協力し、令和10年度まで、以下の目標の達成を目指す。
    - 5割の運行で、**1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計2時間以内に削減**(1人当たり年間125時間の短縮)
    - 5割の車両で、**積載効率50%を実現**(全体の車両で積載効率44%に増加)
- トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に関する施策**
  - 国と地方公共団体は、自らが荷主や施設管理者になる場合、率先してドライバーの運送・荷役等の効率化に資する措置等を実施
  - 国は、設備投資・デジタル化・物流標準化、モダリティ、自動運転トラック・ドローン物流の実用化、物流人材の育成等を支援
- トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に関し荷主・物流事業者等が講ずべき措置**
  - 積載効率の向上等・荷待ち時間の短縮・荷役等時間の短縮
- 集貨・配達に係るトラックドライバーへの負荷の低減に資する事業者の活動に関する国民の理解の増進**
  - 再配達等の削減や多様な受取方法等の普及促進、「送料無料」表示の見直し
  - 返品等の削減や欠品に対するペナルティの見直し
- その他トラック運送サービスの持続可能な提供の確保に資するトラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進**
  - 物流に関わる多様な主体の役割(地域の産業振興やまちづくりの連携、経済界全体での理解促進等)
  - トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の前提(中継輸送拠点の整備、「標準的運賃」の浸透等)

【荷待ち等1運行の平均荷待ち時間と内訳】

待ち時間 5:54  
積載率 1:29  
荷役時間 1:34  
移動時間 1:54  
平均荷待ち時間 11時間46分

(ドライバー実態アンケート調査(R6)より)

### 荷主・物流事業者等の判断基準等のポイント ※本年(2025年)4月1日施行

<荷主・物流事業者の判断基準等>  
 ○すべての荷主(発荷主、着荷主)、**連鎖化事業者**(フランチャイズチェーンの本部)、**物流事業者**(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例**を示した**判断基準・解説書**を策定。

#### ① 積載効率の向上等

- 複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、乗り荷の確保等のための実態に即したルートタイムの確保や荷主間の連携
- 緊閉差の平準化や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化
- 配車システムの導入等を通じた配車・運行計画の最適化等

地域における配送の共同化

#### ② 荷待ち時間の短縮

- トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等による貨物の出荷・納品日時の分散等
- ※ トラック予約受付システムについては、単にシステムを導入するだけでなく、現場の実態を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行う

トラック予約受付システムの導入

#### ③ 荷役等時間の短縮

- パレット等の輸送用器具の導入による荷役等の効率化
- 商品を識別するタグの導入や検品・返品水準の合理化等による検品の効率化
- パース等の荷物場場の適正な確保による荷役作業のための環境整備
- フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるトラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化等

パレットの利用や検品の効率化

<荷主等の取組状況に関する調査・公表>  
 ○荷主等の判断基準について、**物流事業者を対象として定期的なアンケート調査**を行い、上記①～③の**取組状況を把握**するとともに、これらの回答の**点数の高い者・低い者も含め公表**(点数の低い者の公表を検討する際は、ヒアリング等により適切に実態を把握する)。

<物流に関係する事業者等の責務>  
 ○荷主等に該当しない、施設管理者、商社、ECメールの運営事業者、物流マッチングサービス提供事業者など、**運送契約や貨物の受け渡しに直接関係を持たないものの取組に影響がある者**についても、その**取組方針や事例等**を示すことを検討。

### 特定事業者の指定基準等のポイント ※来々(2026年)4月施行予定

※合同会議取りまとめ後検討

<特定事業者の指定基準>  
 ○中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる**一定規模以上の事業者(特定事業者)**について、全体への寄与度が高いと認められる**大手の事業者が指定**されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。

<b>特定荷主・特定連鎖化事業者</b> 取扱貨物の重量 9万トン以上 <small>(上位3,200社程度)</small>	<b>特定倉庫業者</b> 貨物の保管量 70万トン以上 <small>(上位70社程度)</small>	<b>特定貨物自動車運送事業者等</b> 保有車両台数 150台以上 <small>(上位790社程度)</small>
---	---	--

<中長期計画・定期報告の記載内容>

中長期計画	定期報告
○作成期間 ・ <b>毎年度提出することを基本</b> としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出 ○記載内容 (1) <b>実施する措置</b> (2) 実施する措置の <b>具体的な内容・目標等</b> (3) <b>実施時期</b> 等	○記載内容 (1) 事業者の <b>判断基準の遵守状況</b> (チェックリスト形式) (2) <b>判断基準と関連した取組に関する状況</b> (自由記述) (3) <b>荷待ち時間等の状況</b> 【荷主等】 ○荷待ち時間等の状況の計測方法 ・取組の実効性の確保を前提として <b>サンプリング等の手法</b> を許容 ・荷待ち時間等が <b>一定時間以内の場合には報告省略</b> が可能 等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、新物効法の枠組みと合わせて具体化。

<物流統括管理者(CLO)の業務内容> ※CLO: Chief Logistics Officer  
 ○**物流統括管理者**は、ロジステクスを司るいわゆる**CLOとしての経営管理の視点や役割も期待**されているため、**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位**にある**役員等の経営幹部から選任**し、以下の業務を統括管理する。
 

- 中長期計画、定期報告等の作成
- トラックドライバーの負担軽減・トラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資**、**デジタル化**、**物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- 社内の関係部門**(開発・調達・生産・販売・在庫・物流等)間の**連携体制の構築**や**社内研修の実施** 等

### 今後のスケジュール(想定)

<ul style="list-style-type: none"> <li>2024年5月15日 物流改正法 公布</li> <li>2024年6月～11月 第1回～第4回合同会議(規制的措置の施行に向けた検討・取りまとめ)</li> <li>2024年11月27日 合同会議取りまとめを策定・公表</li> <li>2025年1月・2月・3月 法律の施行①に向けた政省令の公布</li> <li>2025年4月1日 <b>法律の施行①</b> 基本方針 荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準 判断基準に関する調査・公表 等</li> <li>2025年秋頃 (P) <b>判断基準に関する調査・公表の実施</b></li> <li>2026年4月(想定) <b>法律の施行②</b> 特定事業者の指定 中長期計画の提出・定期報告 物流統括管理者(CLO)の選任 等</li> <li>2026年4月末 (P) <b>特定事業者の届出～指定手続</b> 荷主は、指定後速やかに<b>物流統括管理者の選任届出</b></li> <li>2026年10月末 (P) <b>中長期計画の提出</b></li> <li>2026年秋頃 (P) <b>判断基準に関する調査・公表の実施</b></li> <li>2027年7月末 (P) <b>定期報告の提出</b></li> </ul>	<p>特定事業者の指定に向け、荷主：取扱貨物重量の把握 トラック：車両台数等の把握 倉庫：保管量の把握</p> <p>定期報告に向けて 実施状況把握 荷待ち時間等の計測(荷主等)</p>
---	---

# 3.貨物輸送形態ネットワーク図



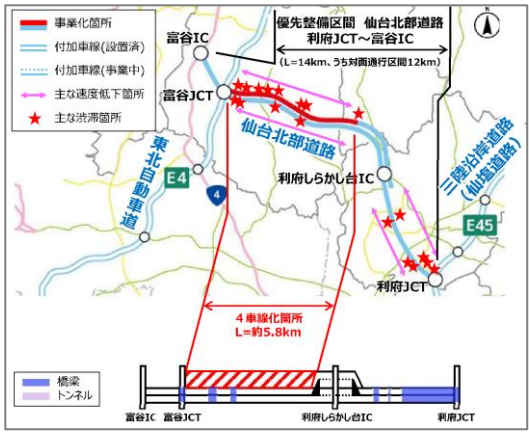
## 【石巻新庄道路の整備促進】

- 宮城・山形両県及び国土交通省が新広域道路交通計画に石巻新庄道路と新庄酒田道路を高規格道路に位置付け、令和6年度に計画の具体化に向け調査実施。
- 仙台塩釜港石巻港区と酒田港をつなぐ物流の大動脈として、沿線各地域の産業経済活動を支え、大規模災害時には緊急輸送道路として支援・救援・復旧活動に寄与、また、広域観光圏の形成によりクルーズ船等の観光エリア拡大に寄与。



## 【仙台北部道路4車線化】

- 仙台北部道路は、全線が暫定2車線で供用中で、利府しらかし台IC～富谷JCTで4車線化工事中。
- 4車線化により、暫定2車線の抱える課題の改善、連続する三陸沿岸道路（仙塩道路）の4車線化開通と合わせて、富谷～仙台港方面の更なる利便性の向上が期待されている。



## 【仙台貨物ターミナル駅の移転】

- 宮城県では、大規模災害時の広域防災拠点を宮城野原地区の仙台貨物ターミナル駅位置に計画。
- そのため、仙台貨物ターミナル駅を東北本線岩切駅近くに移転するため、日本貨物鉄道株により移転工事を実施中。



# 4.観光立国推進基本計画(第5次計画検討状況)

- ・現在の観光立国推進基本計画は令和5年3月に閣議決定され、計画期間が令和7年度までというのが現在の計画。
- ・令和7年3月18日に開催された、第26回観光立国推進閣僚会議において、地方創生2.0の実現や、2030年訪日客数6000万人・消費額15兆円の政府目標の達成に向けて必要な取組を盛り込んだ、新たな観光立国推進基本計画を2025年度末までに策定するというのが総理の御指示。

## 観光立国推進基本計画の改定について



### 観光立国推進基本計画

観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)は、政府は観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立国推進基本計画を策定する旨規定(閣議決定・国会報告が必要)。

[実績] 第1次計画:平成19~23年度 第2次計画:平成24~28年度 第3次計画:平成29~令和2年度 第4次(現行)計画:令和5~7年度

#### 観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)(抄)

- 第十条 政府は、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立国の実現に関する基本的な計画(以下「観光立国推進基本計画」という。)を定めなければならない。
- 観光立国推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針
    - 観光立国の実現に関する目標
    - 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 前三号に掲げるもののほか、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 国土交通大臣は、交通政策審議会の意見を聴いて、観光立国推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
  - 国土交通大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、観光立国推進基本計画を国会に報告するとともに、公表しなければならない。
  - 前二項の規定は、観光立国推進基本計画の変更について準用する。

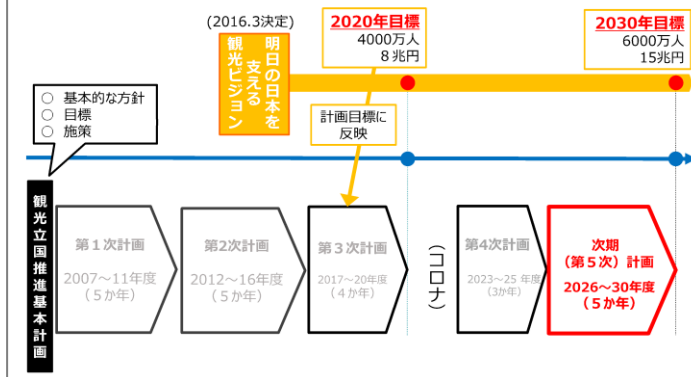
### 新たな観光立国推進基本計画の策定

現行の観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定)の計画期間は、令和7年度までとなっている。

▶ **新たな観光立国推進基本計画を策定し、令和7年度末までの閣議決定を目指す。**

出典:観光立国推進基本計画の改訂について(令和7年4月) 観光庁

## 観光立国推進基本計画の改定について



## 観光立国推進基本計画改定のスケジュール(案)



年次	日次	内容
令和7年(2025年)	4月25日	【交通政策審議会 第49回観光分科会】 ・基本計画改定について大臣より諮問、観光分科会に付託 ・基本計画改定について審議開始
	6月20日	【交通政策審議会 第50回観光分科会】 ・基本計画改定について議論① [6,000万人・15兆円目標に向けたボトルネック・課題の整理 現行基本計画の実施状況]
	7月25日	【交通政策審議会 第51回観光分科会】 <span style="float:right">関係団体等から適宜ヒアリング</span> ・観光・交通関係団体、民間事業者からの意見聴取
	9月17日	【交通政策審議会 第52回観光分科会】 ・基本計画改定について議論② [6,000万人・15兆円目標に向けたボトルネック・課題解消に資する取組]
	10月頃	【交通政策審議会 第53回観光分科会】 ・基本計画改定について議論③
令和8年(2026年)	2月頃	【交通政策審議会 第54回観光分科会】 ・改定基本計画(案)について議論 <span style="float:right">パブリックコメント</span>
	3月頃	【<最終回>交通政策審議会 観光分科会】 ・改定基本計画(案)の了承 ・大臣への答申

閣議決定・国会報告

出典:次期観光立国推進基本計画の検討状況(令和7年9月24日) 観光庁 5

# 5.広域道路網計画図(仙塩都市圏都市計画マスタープラン将来道路網図)

- ・平成12年5月に都市計画法が改正され、すべての都市計画区域において「整備、開発及び保全の方針」(通称:都市計画区域マスタープラン)を都道府県が策定することになった。この都市計画区域マスタープランは、都市計画の目標をはじめ、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針を明示したものであり、今後の都市計画を定める際の基本的な指針となるものである。
- ・宮城県では、令和6年6月に「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を策定した。
- ・この中で、交通体系の整備方針は以下のとおりである。

## 目標3：富県宮城の実現に資する活力あるまちづくり

### 本区域の状況

製造品出荷額等は宮城県全体の半数を占め、今後も成長が持続すると推計され、富県躍進を支えるまちづくりが重要である。三陸沿岸道路全線開通により、交通流動が変化している

### 本区域の目標

ものづくり産業の積極的な集積と産業拠点と空港・港湾等を結ぶ道路交通ネットワークの拡充を図る

## 【交通体系の整備方針】

「多核連携集約型都市構造」を支える交通軸の形成を図るとともに、過度に自家用車に頼らない環境配慮型の都市構造を実現するため、以下の方針に基づき、地域公共交通計画などと連携しながら総合的な交通体系の形成を目指していく。

- ①**全国や海外との連携・交流を高める広域ネットワークの整備** 全国や海外と本区域の交流を高め、富県宮城を実現するための広域交通ネットワークの形成を図る。このため、周辺都市圏を結ぶ広域ネットワークをはじめ、仙台都心、産業拠点、国際観光交流拠点、空港・港湾などの産業交通拠点間を連絡する総合的な交通ネットワークの形成を図る。
- ②**「多核連携集約型都市構造」を誘導する都市交通ネットワークの形成** 本区域の生活・都市活動を支え、「多核連携集約型都市構造」の軸となる基幹交通軸の形成を図る。
- ③**公共交通の利便性向上** 高齢者や自動車を運転できない人でも移動できるように、公共交通の利便性向上や、適切な情報提供や待合環境の改善などの快適性向上を図り、過度に自家用車に頼らない移動環境の構築を目指す。
- ④**交通需要マネジメント施策の推進** 自動車交通による道路混雑の緩和や環境負荷を軽減する交通対策を推進し、ひいては公共交通活性化を目指す。

# 5. 広域道路網計画図(仙塩都市圏都市計画マスタープラン将来道路網図)



出典:仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 令和6年6月 宮城県

# 6.北極海航路関連資料(1/2)

## 1.北極海航路の概要

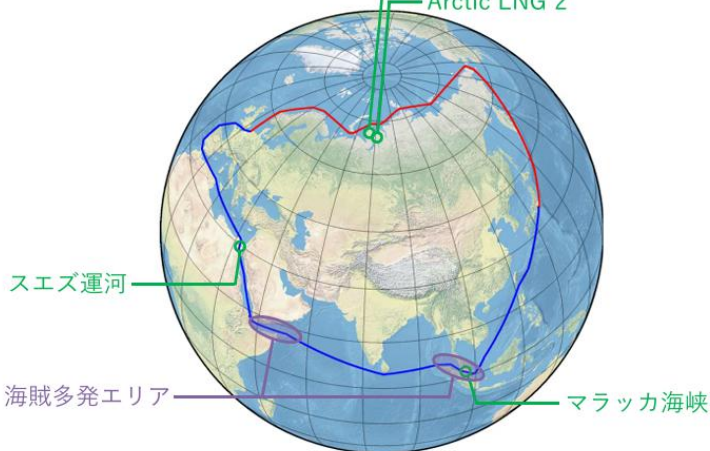
■北極海を渡って東アジアとヨーロッパを結ぶ海上輸送ルートで、マラッカ海峡、スエズ運河 を経由する「南回り航路」と比較し、航行距離を約6割に短縮でき、海賊リスクも少ないことから、海上輸送における新たな選択肢として関心が高まっている。  
■気候変動による海水の減退に伴い、夏期(6月後半～11月後半)の航行が可能。

■ 横浜港からハンブルグ港（ドイツ）への航行距離の比較

北極海航路 約13,000 km  
南回り航路 約21,000 km

約6割に短縮

Yamal LNG  
Arctic LNG 2



## 2.北極海航路の航行制度(2020年変更点)

■2020年ロシア国内法令(北極海航路法及び北極海航路海域航行規則等)の改正があり海域の区域割、砕氷船料金、航行条件等に変更があった。

<事前申請>

改正前:北極海航路に入域予定日の120日前～20日前の期間に申請  
2020年:北極海航路に入域予定日の120日前～15営業日前の期間に申請

<海域> 改正前: 7海域にて定義

2020年:28海域に細分化

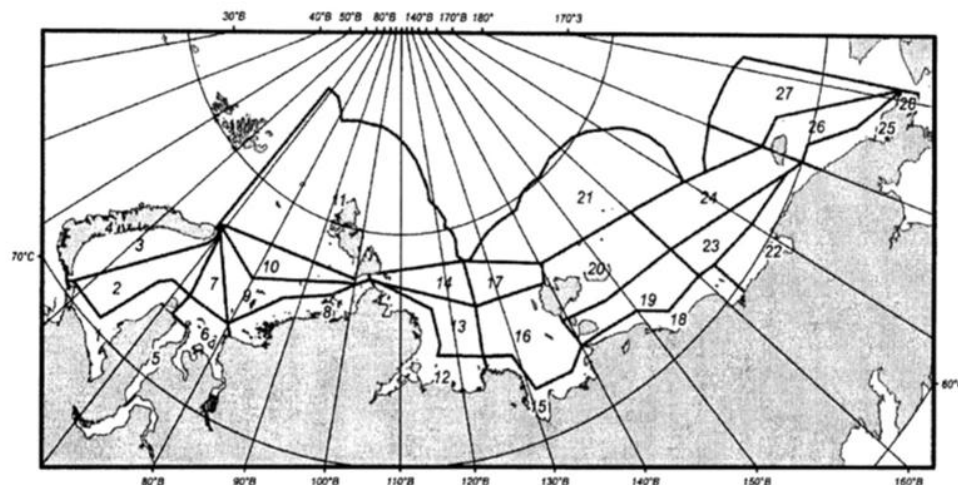
<砕氷船料金> 海域の細分化に伴い、砕氷船料金表の変更

<航行条件>

北極海航路水域の海区配置図 海域の細分化に伴う変更に加え、条件の見直し

- ・非アイスクラス及びIce1～Ice3において、夏季での航行が緩和
- ・Arc4、Arc5はYamal LNGの輸送条件が緩和 等

## 北極海航路水域の海区配置図



# 6.北極海航路関連資料(2/2)

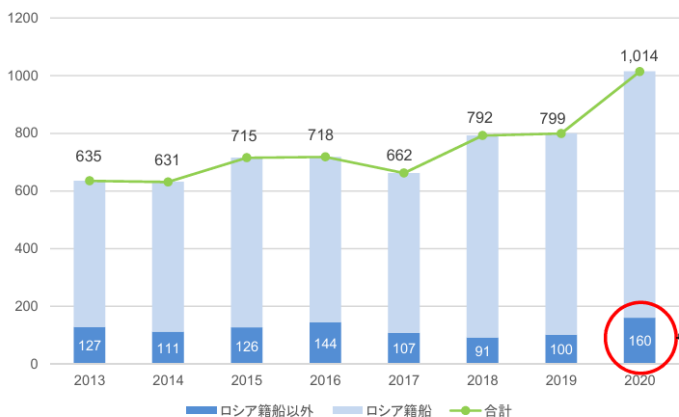
## 3.北極海航路を航行する船舶について

■2020年の北極海航路水域の通航許可数※は1,014隻と前年比約27%増となった。その内、アイスクラスなしでの通航許可は約半数(約47%)、船籍別での通航許可数はロシア船籍が約8割であった。

※ロシア国内法による北極海航路区域に入域するために必要となる許可の発出件数

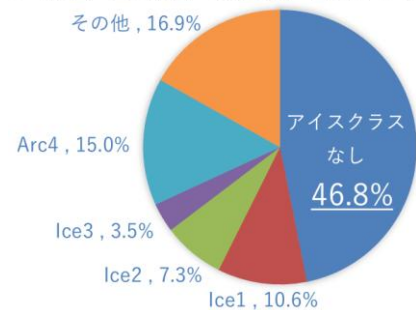
北極海航路利用船舶の推移とその種別

通航許可数の推移(隻)



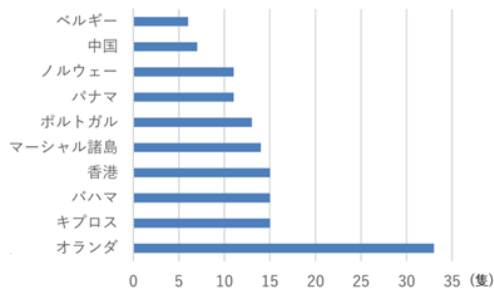
ロシア連邦北極海航路局の統計情報に基づき作成

アイスクラス別許可数割合(2020年/1,014件)



船籍別通航許可数(2020年/露除く160件中)

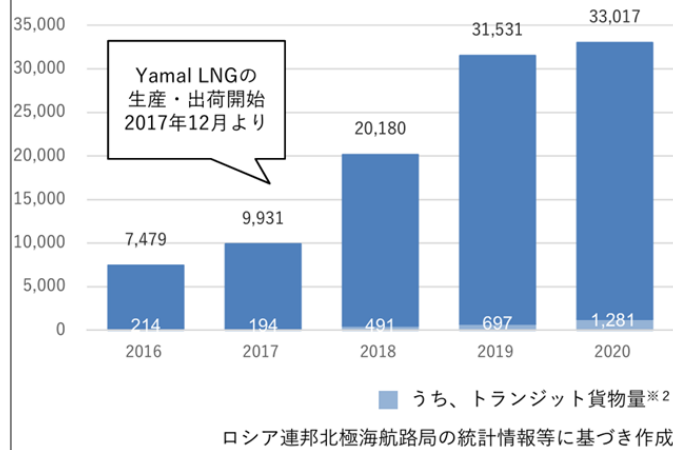
※5隻以上を抽出



## 4.北極海航路の利用実績

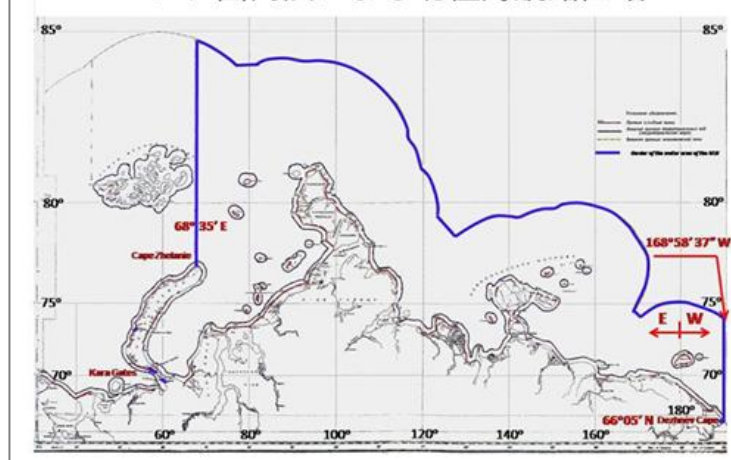
■取扱貨物量は、ヤマルLNGプロジェクトでのLNG生産開始後年々増加し、2020年には3,300万トンとなり、過去最高となった。

北極海航路総貨物量(千トン) ※1



ロシア連邦北極海航路局の統計情報等に基づき作成

ロシア国内法による北極海航路区域

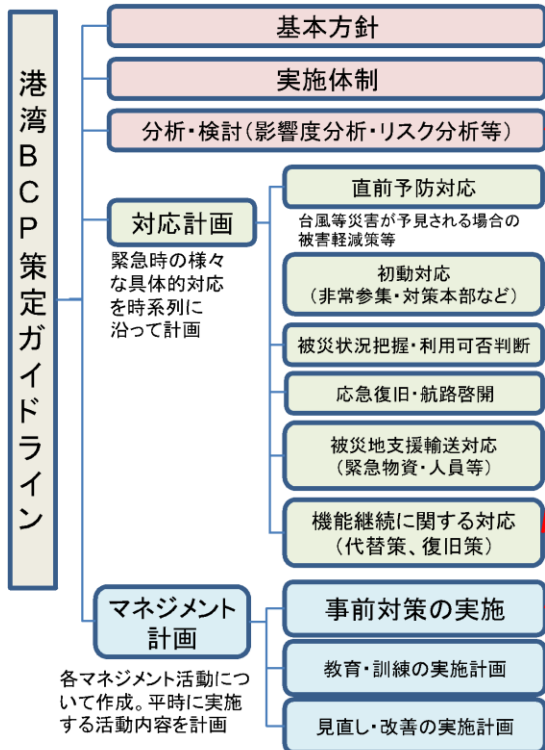


# 7. 港湾BCP策定ガイドライン改訂(R8年3月予定)

## 【港湾BCP策定ガイドライン(改訂版)の骨子】

- 港湾BCP策定ガイドライン改訂の方向性として、現行のガイドラインのCTの内容の充実化を図る。
- 現行のガイドラインは、発災後の対応計画及び事前対策に係るマネジメント計画を含め、コンテナ、フェリー・RO-RO等の幹線貨物としての一括での内容となっているが、このうちCTに係る内容を具体的に明示する。
- コンテナターミナルは、システム化や電力依存が高まり、リスク要因が複雑化していることから、分析・検討を踏まえた対応計画を策定する必要性を明示する。

### 港湾BCP策定ガイドラインの構成



○分析・検討  
CT固有の特徴を踏まえたリスク分析・評価方法を具体的に明示。

○機能継続に関する対応  
: CTとその他幹線貨物とに分けた構成  
: CTの機能継続に必要な対応(機能継続に必要な要素、関係者・役割分担、タイムライン等)の明示  
※停電対策においては、特定の港はその他の港湾とは分けた計画内容とすることを明示

○事前対策の実施  
: CTとその他幹線貨物とに分けた構成  
: CTの機能継続に必要な事前対策(施設・設備等に係る耐震化・バックアップ等)の明示  
: CTの施設復旧・電力調達等に係る協定の締結

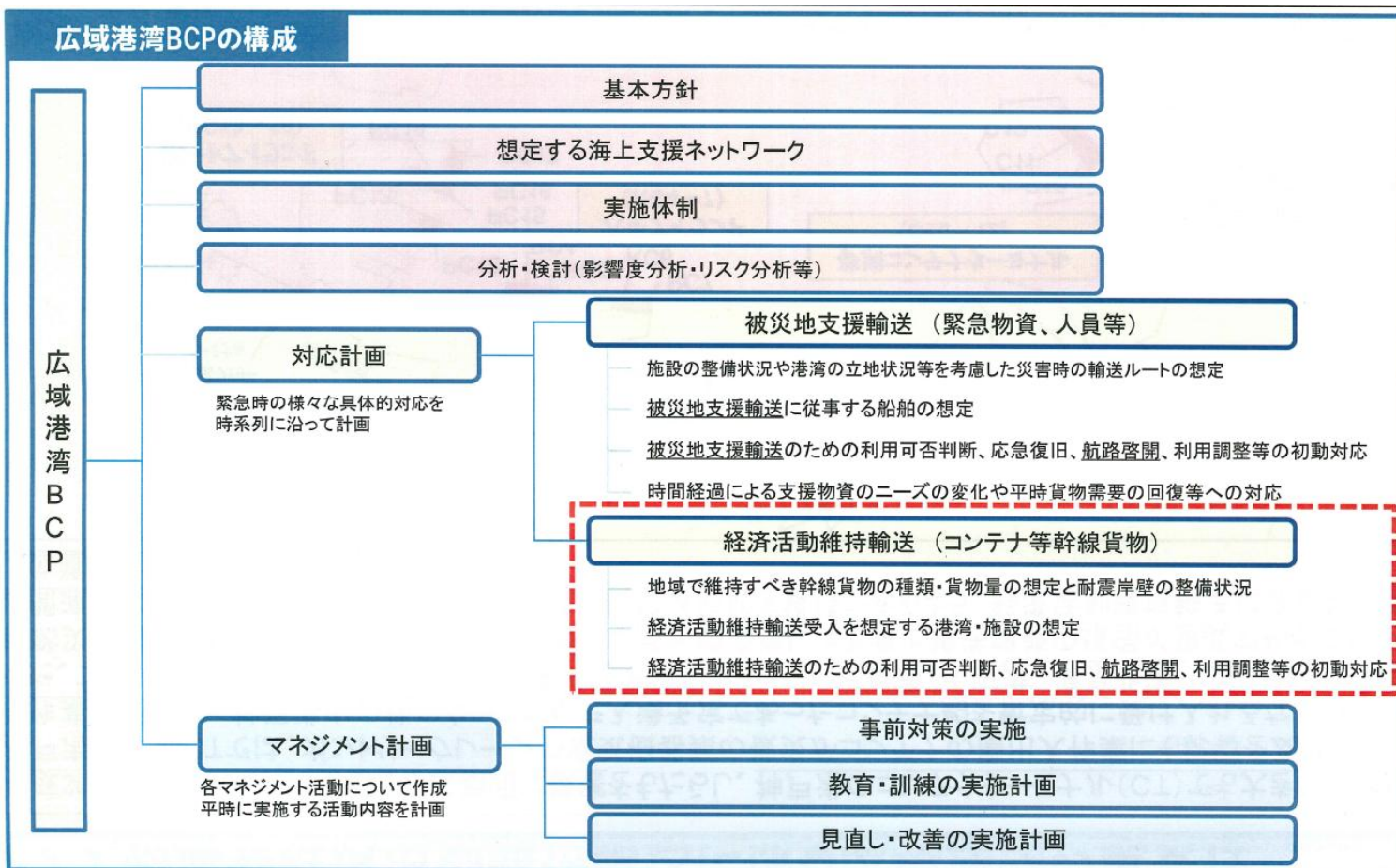
○教育・訓練  
: 港湾間連携を想定した広域関係者間の訓練の実施

※このほか、先般の臨時国会で成立した「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」に係る内容を改訂

# 8.広域港湾BCP策定ガイドライン改訂(R8年3月予定)

○令和6年7月の交通政策審議会答申「令和6年能登半島地震を踏まえた港湾の防災・減災対策のあり方」において、今後の大規模災害リスク等を見据えて取り組むべきソフト施策として、被災地支援と平時物流機能の維持・早期回復を含む広域港湾BCPの実効性向上が必要とされた。

○令和7年6月に「広域港湾BCP策定ガイドライン(被災地支援輸送編)」が策定されたが、幹線物流を含む経済活動を維持するための内容は含まれておらず、更なる充実化を図る必要がある。また、広域港湾BCPガイドラインの内容については、別途検討されている港湾BCPガイドラインの改訂内容と整合を図ることとされている。



# 9.秩序ある海域利用の取組み事例(1/2)

## 1. 安心・安全な館山の海で楽しむための「海・浜ルール」(館山港[千葉県館山市])

○海水浴場利用者のマナー低下などから海上保安部、警察署、千葉県(海岸管理者)、民間団体などの関係機関と連携を図り、全ての方が安心・安全に海水浴場を利用できるよう『10の禁止行為』を定めた「安心・安全な館山の海水浴場の確保に関する条例」を制定(平成27年4月1日公布)。

**水上オートバイ、ウインドサーフィン、SUPなどのルールとマナー**

**航行自粛エリア** (港内、沖ノ島周辺)  
**徐行エリア** (港外、釜島周辺)  
**航行エリア** (港外、潜水漁海域)  
**最徐行エリア** (港外、アママモ生息海域)

館山湾(鏡ヶ浦) 釜島 潜水漁海域 船形漁港  
 大賀 沖ノ島 港界線 錨泊船多し 航行注意!  
 海上自衛隊 館山航空基地 千歳海上保安部 交流拠点“渚の駅”たてやま  
 新井海水浴場 汐入川 JR館山駅 芝生広場 イオンタウン 館山大橋 館山商工会議所  
 一般船の 入出港あり 航行注意!  
 アママモ 生息海域 産卵場所 稚魚生息場所 那古棧橋  
 水上オートバイは 航行自粛  
 潜水漁海域

**禁止行為**

- 法令に基づく禁止行為 (赤い星)
- 館山市条例に基づく禁止行為 (赤い星)

1. 遊泳区域内への乗り入れ、接近 (赤い星)

2. 遊泳区域付近での高速航行 (赤い星)

3. 洋上、水際にかかわらず空ぶかしや大音量での音楽などの騒音の発生 (赤い星)

4. 飲酒運転、無免許運転、安全帯未着用及び検査不受検など、海軍関係法令に違反するような行為 (赤い星)

5. 乗船中(潜水漁を含む)の漁船、潜水漁、漁具、いけすなどへの接近 (赤い星)

6. 決められた場所以外での砂浜への車両乗り入れや機材の揚げ降ろし (赤い星)

7. 駐車場内を含むドレーナーなどの設置 (赤い星)

8. 水上オートバイ・モーターボートまたはこれらにけん引される乗り物をジグザグ航行・急転回・突進させることにより、遊泳し、または手こぎボートその他の小舟に突っ込んでくる者に対し、危険を知らせるような行為 (赤い星)

9. 漁業権または漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害するような行為 (赤い星)

10. 駐車場や護岸上の道路(遊歩道)でのボードの整備やセイルの展張・組立、分解・収納 (赤い星)

⊗ 館山夕日桟橋下の通り抜け禁止!!

# 9.秩序ある海域利用の取組み事例(2/2)

## 2.「鎌倉 海・浜のルールブック」(一般海岸等[神奈川県鎌倉市])

○漁業関係者、マリンスポーツ関係団体、市民及び事業者で構成される研究会を平成14年に立ち上げ、鎌倉あった新しい「海・浜のルール」を検討・制定。

<協力機関> 湘南海上保安署・鎌倉警察署・神奈川県・鎌倉市消防本部 鎌倉マリンスポーツ連盟・鎌倉漁業協同組合・腰越漁業協同組合 鎌倉商工会議所・鎌倉市観光協会・鎌倉市海水浴場連絡会 かながわ海岸美化財団・鎌倉市自治町内会総連合会 サーフ90鎌倉ライフセービングクラブ

### 鎌倉 海・浜のルールブック

#### 浜を利用するみなさまへ

**しない DON'T**








一般車両の砂浜への駐車は禁止されています。  
 午後11時から午前5時までの間は、持ち帰って下さい。  
 海岸の環境物を踏みついたり、持ち帰らないうちで捨てないでください。  
 浜で犬のリード(ひも)を必ず手前まで持つて歩かなくてはなりません。  
 切れたあそび具、ゴミは必ず手前まで持ち帰って下さい。  
 浜内での投げ釣りや釣りは禁止されています。

**注意 CAUTION**





スポーツなどの道具は十分に注意しましょう。  
 トビが食べ物を狙っていますので、注意しましょう。また、鳥を傷めないでください。  
 カイトボードやパラグライダーは、人混みでは危険です。海上に出て安全な場所で行いましょう。

**守る KEEP**





ごみは盛べり、袋詰め、回収ボックスは必ず持ち帰りましょう。  
 タバコの灰は必ず回収ボックスに入れてください。

このルールに違反すると罰金を科せられることがあります。	
酒類1樽運搬行為禁止の範囲13歳	50万円以下の罰金又は拘留、戒厳令の科せられる
酒類運搬14歳	30万円以下の罰金
酒類1樽運搬行為に際する年齢制限13歳未満	10日
鎌倉市海岸の環境保全に関する条例第14条	2万円以下の罰金
酒類1樽運搬行為に際する年齢制限13歳未満	1万円以下の罰金
酒類運搬13歳未満	1万円以下の罰金
酒類運搬13歳未満	1万円以下の罰金
酒類運搬13歳未満	1万円以下の罰金

**水難事故が発生した場合の緊急連絡先**  
 湘南海上保安署 0466-22-4999  
 鎌倉警察署 110  
 鎌倉市消防本部 119  
 海の緊急連絡 118

---

#### 海を利用するみなさまへ(水上オートバイ・ウィンドサーフィンなど)

**しない DON'T**







泳行エリア外での水上オートバイなどの高速走行は厳禁です。  
 他人の危険を及ぼすような行為は厳禁です。  
 泳行前に泳具の点検を行い、安全な状態で泳行してください。  
 泳具の点検は必ず行ってください。  
 泳具の点検は必ず行ってください。  
 水上オートバイの運転は必ず安全な場所で行ってください。

**注意 CAUTION**








水上オートバイやモーターボートの走行は、泳行エリアに十分注意しましょう。  
 水上オートバイやモーターボートの走行は、泳行エリアに十分注意しましょう。  
 わかぬものや危険なものは近づかないでください。  
 定置網に近づかないでください。  
 方向転換は周りを十分に確認し、また引渡の距離を考慮して実行しましょう。  
 オフショア(陸から海に深く飛ぶ)の飛行は厳禁です。

**守る KEEP**





海上安全指導員、鎌倉市警備隊、サーフ90の監視員が泳行エリアを守ります。  
 カイトサーファーは泳行エリアを守ります。  
 泳行エリア内では、水上オートバイの走行は厳禁です。